

寒川町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例

令和4年〇月〇日

条例第〇号

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法(昭和34年法律第24号。以下「法」という。)第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)において使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 法第4条の2第1項に規定する区域、当該区域における緑地の面積の敷地面積に対する割合及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の準工業地域(以下「甲区域」という。)	100分の15以上	100分の20以上
都市計画法第8条第1項第1号の工業地域及び工業専用地域(以下「乙区域」という。)	100分の6以上	100分の11以上

2 前項の表の規定を適用する場合において、緑地が環境施設以外の施設及び太陽光発

電施設(以下「環境施設以外の施設等」という。)と重複するとき又は建築物屋上等緑化施設(工場立地法施行規則(昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号)第3条に規定する建築物屋上等緑化施設をいう。以下同じ。)が設けられているときは、環境施設以外の施設等と重複する緑地の面積又は建築物屋上等緑化施設の面積については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の2分の1を上限として緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができる。

(敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が、甲区域、乙区域又はこれらの区域以外の区域の2以上の区域にわたる場合における前条第1項の表の規定の適用については、当該敷地において、甲区域及び乙区域の占める面積の割合が当該敷地の2分の1以上のときは、その占める敷地が広い区域に係る同表の規定を当該敷地の全部に適用し、その占める面積の割合が2分の1未満のときは、当該敷地については、同表の規定は、適用しない。

2 前項の規定に基づき前条第1項の表の規定を適用する場合において、甲区域及び乙区域の当該敷地における面積が同じであるときは、乙区域に係る同表の規定を適用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に設置されている特定工場又は設置のための工事が行われている特定工場(以下「既存工場等」という。)において、生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。)が行われるときは、第3条の規定に適合する緑地および環境施設の面積の算定は、次の表に規定する式によって行うものとする。

(1) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる一つの業種に属する場合

既存工業等 が属する区 域	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ の ときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ と する。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ のと きは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とす る。
乙区域	$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.06 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.06 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.06S - G_1 > 0$ の ときは $G \geq 0.06S - G_1$ とし、 $0.06S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ と する。	$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.11 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.11 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.11S - E_1 > 0$ の ときは $E \geq 0.11S - E_1$ とし、 $0.11S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ と する。

備考 この表及び次号の表の算式における記号に係る数値は、次のとおりとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設の面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての
同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地(当該届出前に届け出られ

た緑地の面積の変更に係るものを含む。以下この表において同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E0 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設(当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下この表において同じ。)の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い、最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E1 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

(2) 既存工場等が法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工業等 が属する区 域	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に 伴い設置する環境施設の面積
甲区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{S} \right)$ ただし、	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{S} \right)$ ただし、

	$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.15 - \frac{G_0}{s} \right) > 0.15S - G_1 > 0$ <p>のときは $G \geq 0.15S - G_1$ とし、 $0.15S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ と する。</p>	$\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{E_0}{s} \right) > 0.2S - E_1 > 0$ <p>のときは $E \geq 0.2S - E_1$ とし、 $0.2S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ と する。</p>
乙区域	$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.06 - \frac{G_0}{s} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.06 - \frac{G_0}{s} \right) > 0.06S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.06S - G_1$ とし、 $0.06S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ と する。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.11 - \frac{E_0}{s} \right)$ <p>ただし、 $\sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.11 - \frac{E_0}{s} \right) > 0.11S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.11S - E_1$ とし、 $0.11S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ と する。</p>